

『社会保障判例百選』からみた児童福祉の課題

Problem of the child welfare picked out from “Jurist Shakaihosyou Hanrei Hyakusen (The book which chose 100 from suit cases of social security)”

番匠谷 光 晴

Mitsuharu BANSHOUYA

要旨

「児童福祉の判例」をもとにして児童福祉における「将来の課題」を見いだすことにした。そのことによって、将来予想される問題に対して、紛争の予防につながると思われる。

研究資料としての『判例百選』は、初版から第5版まであって、1977（昭和52）年から2016（平成28）年まで、およそ10年おきに発刊されてきた。その時代の変化とともに、その時々に関心事が選ばれているので、初版から第5版までを一覧表にすると、その選ばれた状態を俯瞰することによって「解決した課題」と「残された課題」が見いだせる。

そのうえで、「残された課題」について検討を重ねて、「将来の課題」を見いだした。「将来の課題」は、「無認可保育所における乳児の死亡と市の損害賠償責任」という判例をであった。この判例をもとにして将来の社会状況等を鑑みると、施行されている子ども・子育て支援新制度における保育所の賠償責任が想起される。

この新制度のうち、地域型保育というものには小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業内保育などがある。また、子育て支援員制度も開始している。保育施設の多種多様化と保育従事者も多種多様化していることによって、公的な関与の度合いによる差があるので市町村の責任は、必ずしも明確ではない。したがって、待機児童対策を行っているなかで地域型保育施設の顕著な拡大と保育従事者のスキルの懸念から「地域型保育における事故と行政の損害賠償責任」が「将来の課題」となった。

キーワード：児童福祉 地域型保育 将来の課題 保育従事者 判例百選

1. 研究の目的・視点・研究方法

1-1. 目的・視点

本稿の研究目的は、「児童福祉」の判例をもとにして児童福祉における「将来の課題」を見いだすことである。そのことによって、将来起り得ると予想される問題に対して、事前に対策が立てられて、紛争の予防につながると思われる。

児童福祉という概念はさまざまで、児童家庭福祉、社会的養護など狭義に示すこともある。また、法律的には児童に関係した法律は、児童福祉六法である児童福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法（略称）、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子保健法、児童手当法のほか主な関連法として児童虐待防止法（略称）、児童買春・児童ポルノ等児童保護法（略称）、DV防止法（略称）、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、子どもの貧困対策推

進法（略称）などがあるが、一部でも児童に関連する条文がある法律は約40法あるとも言われている。

本稿において「児童福祉の判例」という場合には『別冊ジュリスト社会保障判例百選』（佐藤進・西原道雄編1977）（佐藤進・西原道雄・西村健一郎編1991）（佐藤進・西原道雄・西村健一郎・岩村正彦編2000）（西村健一郎・岩村正彦編2008）（岩村正彦編2016）の章立てをもとにしている。この文献の内容は次のような部門別に章立てがなされている。「医療保険」、「年金」、「雇用保険」、「生活保護」など部門別に章立てがされているが、その一部門である「児童福祉・児童手当」の章の判例の集合体を「児童福祉の判例」と呼ぶことにする。その理由は、『社会保障判例百選』の初版では、「児童福祉」というカテゴリーは「社会福祉・社会援護」のなかの一部として掲載されていた。『社会保障判例百選』の第5版のはしがきには、「児童保育、児童手当、育児休業等に関する課題の解決を求めている。」（岩村正彦編2016：2）として社会保障制度のなかの児童福祉の分野に関心をよせている。そのため、児童保育、児童手当、育児休業なども含めた意味で『判例百選』では、便宜上「児童福祉・児童手当」という章にしたものとの選者の意図がうかがえるので、初版のとおり「児童福祉」という章のタイトルが腑に落ちると思うのである。また、児童手当に関するものは8例中1例である。したがって、『別冊ジュリスト社会保障判例百選』の第5版では、「児童福祉・児童手当」の章は8例の判例が選び出されて掲載されている（岩村正彦編2016：186-201）が、当該文献は「児童福祉・児童手当」と章立てしているので、章を特定する必要があるときには「児童福祉・児童手当」と呼ぶことにするが、児童手当法は児童福祉六法の一つに含まれているので、支障のない限り「児童福祉・児童手当」を「児童福祉」と呼ぶことにする。

ある時期での「児童福祉」についての訴訟という争い事は、その当時の「児童福祉」について国民が関心をよせている当時の関心事であって、課題となっていたものが多い。つまり、訴訟を起こすということは、制度や行政の対応に対する問題提起や、それに対する不満の表れで、社会的な問題となっていることが多いと考えられる。現在の訴訟も同様である。そのため、ある一定の選出方法によって「児童福祉」の判例を抽出し、その時々で選ばれた状況を一覧表にすることによって、「解決した課題と残された課題」に分けることができると考えるのである。

「残された課題」には、将来予想される訴訟が含まれており、何らかのスクリーニングの手法を用いて「将来の課題」が発見される。

通常、裁判所の判決は建て前のもとでは、個別具体的な事件について判断し、これについて判決を下すものである。各当事者間のものではあるが、その判断の中に含まれる合理性は他の類似の事件についても同様な形で解決に導くことになる。そのため、判決による一般的な法規範を形成させるということが出来る。このように裁判固有の紛争解決機能を超えて「法形成機能」があると言われている（田中二郎1957：157）（田中成明1984：147-155）（田中成明1987：173-176）。

児童福祉関係の法に限らないが、実際に起こり得る個別の全ての問題を予定して法的な整備が行われているわけではない。また、不特定概念が用いられりするため、当事者の間では条

文からの解釈や見解の相違による争いが起こりやすい。それがさまざまな法的な紛争を発生させる誘因となっている。例えば、『別冊ジュリスト社会保障判例百選』（佐藤進・西原道雄・西村健一郎・岩村正彦編2000：218-219）（西村健一郎・岩村正彦編2008：212-213）（岩村正彦編2016：200-201）の第3版から第5版に掲載された「婚姻によらないで懐胎した児童の父による児童扶養手当」（最一小判平成14.1.31）では、「法形成機能」をもち、立法裁量や行政裁量に影響を及ぼして制度・政策・立法に深く関与し、最高裁判決が下るより前に児童扶養手当法施行令の一部改正がなされた。

1-2. 資料文献（『別冊ジュリスト社会保障判例百選』）の採用理由

児童福祉関係の判例を紹介し、解説した雑誌や文献は、数多い。社会福祉をテーマにした判例の辞典（菊池馨実・長沼建一郎・倉田賀世・嶋田佳広2009）などもある。しかし、それらはその時代の一つの判例について紹介がなされて注釈を述べているものである。単発的な児童福祉の訴訟の解説本や児童福祉の関係判例を集めた児童福祉シリーズ辞典ともいえる。しかしながら、『別冊ジュリスト社会保障判例百選』は、初版（1977（昭和52）年）から第5版（2016（平成28）年）まで、およそ10年おきに出版され続けている。（以下、『別冊ジュリスト社会保障判例百選』初版から第5版までを『判例百選』という。）

以下、採用資料文献の目録である。

- ①佐藤進・西原道雄編（1977）『別冊ジュリスト社会保障判例百選』有斐閣。（以下、『判例百選初版』という。）
- ②佐藤進・西原道雄・西村健一郎編（1991）『別冊ジュリスト社会保障判例百選（第二版）』有斐閣。（以下、『判例百選第2版』という。）
- ③佐藤進・西原道雄・西村健一郎・岩村正彦編（2000）『別冊ジュリスト社会保障判例百選（第三版）』有斐閣。（以下、『判例百選第3版』という。）
- ④西村健一郎・岩村正彦編（2008）『別冊ジュリスト社会保障判例百選（第4版）』有斐閣。（以下、『判例百選第4版』という。）
- ⑤岩村正彦編（2016）『別冊ジュリスト社会保障判例百選（第5版）』有斐閣。（以下、『判例百選第5版』という。）

初版から掲載され続けている判例や途中で掲載が無くなった判例、また、途中から掲載され続ける判例がある。すなわち、『判例百選』は掲載状況を時系列にして、「児童福祉・児童手当」部門をとらえて、その当時の「児童福祉」に関して国民が問題解決を求めて関心をよせている関心事であったテーマがチョイスされて掲載されているのである。一方、他の社会福祉の判例辞典や判例解説雑誌などは、その時代で訴訟が提起され判決が下ったものを紹介した文献であって、継続的に発刊されているものではない。この点で相違点がある。したがって、『判例百選』は、時代の変化とともにその時代時代で国民の問題解決を求めた関心事を選び出して、縦断的に時系列で表現されている唯一の資料文献である。

また、「児童福祉・児童手当」に関する判例は、戦後、膨大にあると考えられる。それを現在まで全ての判例を抽出して事例検討することは膨大な作業ではあるが、悉皆調査であるので

偏った結論を見いださないという点で意義があると思われる。しかしながら、その膨大な量の判例には意義が薄くなったものや判例や法令改正などによって既に意味のない判例、酷似した同様の判例までも抽出することになり、合理的ではない。その点で『判例百選』は、その時々での「児童福祉」の関心事であった訴訟を当時の権威のある研究者が恣意的な選出を避けて、その当時の社会の関心事に照らし合わせて合理的な判断のもとに選び出したものと考えられる。したがって、「児童福祉」の章の初版から第5版までの判例を一覧表に表現し俯瞰すると「残された課題と解決された課題」を見いだす可能性が出てくるのである。

1-3. 研究方法

本稿では、『判例百選』のなかの「児童福祉の判例」という研究資料を使って、児童福祉における「将来の課題」を見いだすことが目的である。したがって、『判例百選』の評釈等を引用したりするものではない。つまり、『判例百選』は研究の材料であって、ある争い事が終息したのか、それとも、いまだ続いているのかを検討するためのものである。その時代の関心事であった課題が『判例百選』に選ばれているので、「児童福祉の判例」の初版から第5版までを一覧表にして、その選ばれた状況を俯瞰することによって「解決した課題」と「残された課題」を見いだすのである。さらに今後の社会情勢等をオーバーラップさせて検討を加えたいうえで、児童福祉における「将来の課題」と結論付けるのである。

判例検討段階においては、個別事案について検討することとなるが、まずは、「解決した課題」と「残された課題」を選別することにする。

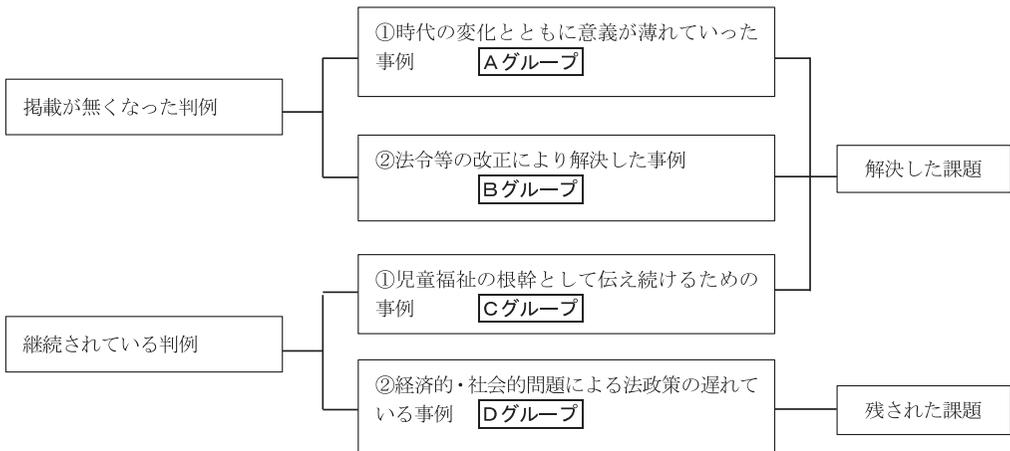
表1「社会保障判例百選（児童福祉・児童手当）の章の判例一覧表」を俯瞰すると、「解決した課題」は、初版から第5版までの間に掲載が無くなったものである。掲載が無くなった理由には、二つあって、①時代の変化とともに意義が薄れていった事案。②法令等の改正したことにより解決した事案である。

「残された課題」については、判例の選出された状況の変遷をみて判断する必要がある。『判例百選第2版』から『判例百選第5版』まで掲載が継続されているタイトルの判例や『判例百選第4版』から『判例百選第5版』まで掲載が継続されているタイトルの判例がある。筆者としては、掲載が継続されている理由には、二つあって、①解決した課題ではあるが、児童福祉の根幹に流れている法的淵源は憲法第25条や憲法第14条などであって裁判所の判断の根幹であるために今後も伝え続ける必要のある判例として掲載が継続されている事案。②裁判所の判断が下されたものの経済的・社会的問題があつて法整備や政策が遅れているために掲載が継続されている事案であると考えられる。この理由は、判決が下されると双方の不満の有無は別として決着がついたことにはなるが、裁判所の下した見解が、その当時の法令にそぐわない場合には、国会による法律改正か、行政による政令・省令・告示などの修正により是正することになっている。解決したのにもかかわらず、掲載が続いているものは『判例百選』を通して国民や向学者のために、今後も伝え続ける必要がある判例として掲載が続いていると考えるのが自然である。それとは別に、裁判所の下した見解が、その当時の法令にそぐわない場合であっても国会や行政が修正を行わない、あるいは、行えないものについては、課題として残るので、『判

例百選』に掲載が継続されると考えられる。したがって、筆者は判例を研究し読み通した後は、法令の改正や告示があったかどうかまでを調査したうえで、大きくカテゴリー化すると二つに別れるとしているのがこの論拠である。

これらを図で整理すると、図1のようなになる。

「残された課題」に分類されたものであったとしても、それが直接「将来の課題」と結論づけることにはならないと考える。「将来の課題」を発見して政策の方向性を考察するには一定のスクリーニングを経る必要がある。それは、判決後の法令の制定・改廃の予定や政策の行方、さらには未来の経済的、社会的状況である、例えば、待機児童対策の進捗具合などを勘案したうえで「将来の課題」とするものである。「将来の課題」とは何年先の将来の課題であるかについては、人口統計のように2050年ごろまでの予想が公表されているものもあるが、指標としては2016年の児童福祉法改正や子ども・子育て新支援制度など大幅に見直しが進められており、法令等が変化しているため未来の状況が把握しにくいにある程度予見可能な近未来の2020年ごろまでの課題として研究することにした。



注：図1筆者作成。

図1

2. 判例研究

2-1. 「児童福祉の判例」についての関係者の構成

「児童福祉」の裁判は、行政庁側（市町村、児童相談所など実施機関）と利用者側（給付を受ける者や児童福祉施設等を利用する者）との間の争いごとである。子育ての供給体制側と行政庁側との間で指定や認可、指導などを受けたことによる争いについては『判例百選』には掲載されていない。それは『別冊ジュリスト行政判例百選』（宇賀克也・交告尚史・山本隆司編2012）の範疇である。子育て供給体制側と利用者側との争い事は原則的に民事訴訟となるので同じく『判例百選』には掲載されていない。また、養子縁組や親権については『別冊ジュリスト家族法判例百選』（水野紀子・大村志・窪田充見編2008）の範疇であって、一部『判例百選』と重複しているものの、『判例百選』の「児童福祉・児童手当」の章の部門は、あくまで「行政庁側」と「利用者側」の争いの判例を集めたものである。すなわち、本稿では、「行政庁と利用者」間の判例を取り扱っており、「行政庁と子育て供給体制」間の判例と「利用者と子育て供給体制」間の判例については、除外して判例検討を行うことになる。

「児童福祉」の訴訟の場合には、関係者の構成は、行政庁、子育て供給体制、利用者の三者が存在する。（ただし、児童手当等の場合には、現金給付であるので子育て供給体制は介在しない。）三者が存在し三者を頂点とした三角形が形成される。すなわち、児童福祉についての問題を提起する場合には、三辺間の争いがあることに留意する必要がある。本稿では、あくまで児童福祉の「将来の課題」とその予防的行政の政策に視座を置いているので「行政庁と利用者」間の判例を中心に研究をする。

一般的に行政裁判とは、国民と行政との間の裁判であって、民間同士の裁判は民事裁判となる。行政裁判は法律解釈の見解の相違や法律から委ねられた自由裁量に対しての見解の相違などによって権利の侵害がおこり訴訟となっているものを解決するものである。そもそも、行政訴訟とは羈束行為ないしは羈束裁量行為を除いての広義の自由裁量行為の判別による判例であるとも換言できる。つまり、「立法が行政に委ねた自由裁量行為の限界線がどの付近までであるのか。」を問う裁判であって、「児童福祉・児童手当」に関しては裁判所の判断基準は憲法第25条や憲法第14条などの趣旨に沿っているかどうかをバックボーンにして児童福祉法等についての争いごとの判断を下すものとなっている。

2-2. 取り扱う個々の判例の抽出

表1の社会保障判例百選（児童福祉・児童手当）の判例一覧表によると、『判例百選第5版』では、8例の判例が掲載されている。

『判例百選初版』で掲載された判例が、『判例百選第5版』まで掲載されているものは存在しない。

『判例百選第2版』から『判例百選第5版』まで掲載され続けているタイトルの判例は「無認可保育所における乳児の死亡と国・県・市の行政責任」（『判例百選第5版』では、判例は前版以前と異なるが同旨のもの）の1例である。

『判例百選第3版』から『判例百選第5版』まで掲載され続けているタイトルの判例は「児童相談所長による里親委託等の承認の申立て」、「婚姻によらないで懐胎した児童の父による認知と児童扶養手当」の2例である。

『判例百選第4版』から『判例百選第5版』まで掲載され続けているタイトルの判例は「児童福祉施設入所措置等の期間更新」、「児童相談所長による親権喪失の申立て」、「保育所への入所承諾義務付け」、「私立保育所を廃止する条例の処分性」（『判例百選第4版』は、その下級審）の4例である。

『判例百選第5版』のみは、「児童手当振込口座の預金債権の差押え」の1例である。

以上の8例について「残された課題」の可能性を図1によりグループ分けを行って検討することになる。ただし、図1ではグループ分けの考え方を解説するために、あえて「掲載が無くなった判例」である「Aグループ」と「Bグループ」についても説明しているが、「Aグループ」、「Bグループ」は「解決した課題」であるから『判例百選第5版』には原則として、存在しない。したがって、基本的に「Aグループ」と「Bグループ」のグループの検討は行わないことになっている。

ただし、第5版以降に法令や通達があった場合や第5版の判決によって解決した場合には「解決した課題」として「A・Bグループ」に分けられる場合がある。

2-3. 継続されている判例のグループ分けの検討

表 2

グループ分け	整理番号	判例百選の判例のタイトル
C	2	児童相談所長による里親委託等の承認の申立て
	3	婚姻によらないで懐胎した児童の父による認知と児童扶養手当
	4	児童福祉施設入所措置等の期間更新
	6	保育所への入所承諾義務付け
D	1	無認可保育所における乳児の死亡と市の損害賠償責任
	5	児童相談所長による親権喪失の申立て

注：Cグループとは、解決した課題ではあるが、児童福祉の根幹に流れている法的淵源は憲法第25条や憲法第14条などであって裁判所の判断の根幹であるために今後も伝え続ける必要のある判例として掲載が継続されている事案である。したがって、Cグループは「残された課題」ではないので「解決された課題」となる。

Dグループとは、裁判所の判断が下されたものの経済的・社会的問題があつて法整備や政策が遅れているために掲載が継続されている事案である。Dグループは「残された課題」となる。

注：整理番号7は、第5版に掲載された判決によってAグループに分けられた。

注：整理番号8は、第5版に掲載された判決のあと、行政の運用基準が作成されたことによってBグルー

ブに分けられた。

整理番号1：福岡地判小倉支部平成23年4月12日 判例集未登載。

整理番号2：浦和家審平成8年5月16日 家月48巻10号162頁。

整理番号3：最（一小）判平成14年1月31日 民集56巻1号246頁、判時1776号49頁、判タ1085号169頁。

整理番号4：秋田家審平成21年3月24日 家月62巻7号79頁。

整理番号5：名古屋高判平成17年3月25日 家月57巻12号87頁。

整理番号6：東京地判平成18年10月25日 判時1956号62頁、判タ1233号117頁、質社1441号53頁。

整理番号7：最（一小）判平成21年11月26日 民集63巻9号2124頁、判時2063号3頁、判タ1313号104頁。

整理番号8：広島高判松江支部平成25年11月27日 金判1432号8頁、判自387号25頁、質社1614号38頁。

〈 凡 例 〉

1. 判決の引用についての略号は、次の例によっている。

最（大）判・・・最高裁判所大法廷判決 高判・・・高等裁判所判決

最（一小）判・・・最高裁判所第一小法廷判決 地判・・・地方裁判所判決

〈略語使用例〉

東京地判昭和35年10月19日・・・東京地方裁判所昭和35年10月19日判決

広島高判松江支部・・・広島高等裁判所松江支部判決

2. 判例集・雑誌の引用についての略号は次の例によるほか、慣例にならった。

行集・・・行政事件裁判例集 民集・・・最高裁判所民事判例集

ジュリ・・・ジュリスト 判時・・・判例時報

判タ・・・判例タイムズ 訟月・・・訟務月報

整理番号1「無認可保育所における乳児の死亡と市の損害賠償責任」

【事実の概要と判決】（判例集未登載のため『判例百選第5版』の二次資料を使用し要約した。）

2007（平成19）年の事件である。無認可保育所と利用者との間で、常時保育する旨の保育契約を結んだ。その後、無認可保育所の従業員が引率して公園で園外保育をおこなった。そのときに園児が3時間以上にわたって送迎用の自動車内で取り残され、熱射病により死亡した。これについて、利用者は園児の所在確認を怠ったもので注意義務違反による損害賠償を無認可保育所に請求し、同時に施設の設備もしくは運営について、施設に対し児童福祉法第59条3項による都道府県知事からの改善勧告を行う義務を怠ったとして、市に対しても賠償を請求した。無認可保育所と利用者との間では損害賠償を認め、事故による刑事責任も認めている。争点は、市が無認可保育所における事故に対して損害賠償責任を負うのかどうかということであった。つまり、市の担当職員の改善勧告義務への対応である。判決は、「保育課職員は、指導監督指針及び指導監督基準に照らして必要とされる指導監督は尽くしていたものというべきであって、法的な意味での指導監督義務違反をいうことはできない」とし、無認可保育所での事故については行政が指導監督基準等に沿って一定の対応している場合には死亡事故が起こっても行政に責任はないということである。

『判例百選第4版』は、別の判例であるが、その内容は、無認可保育所でうつぶせ寝のまま

非監視で放置され死亡したものであった。無認可保育所に入所した経過は、市立保育所の入所申請をしたが待機児童のため市の家庭保育福祉員が無認可保育所を紹介した。この行為自体が助言的行政指導である。さらに、施設等への改善勧告義務を怠ったという利用者の主張であったが、担当公務員には事故発生の予見可能性がないので過失はない。また、改善勧告についても具体的な切迫した危険が発生していた証拠はないとして無認可保育所での死亡事故は国・県・市に責任はないとした。

【Dグループに分けた理由】

無認可保育所を利用する場合には児童を守る目的で児童福祉法では児童の福祉のため必要であると認めるときは報告、立入、調査、質問を行い改善勧告を行うことができる。また、都道府県児童福祉審議会の意見により事業の停止、または施設の閉鎖命令も可能である（児童福祉法第59条関連）となっている。

厚労省が示した指導監督基準や指針も定めているため、行政側がそれを怠らない限り、行政側は死亡事故が起こっても責任はない。このことは児童福祉関係に携わる者は理解しておく必要がある。

この事案から論点を展開させると現在、子ども子育て支援新制度が施行されている。2015（平成27）年4月施行の幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設）は内閣府に指導監督と認可を一本化した。施設型保育については、設置主体は国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみで、経過措置はあるが、基本的にはNPOや株式会社は参加できないことになっている。このことは、認可・指導監督が行われている学校及び児童福祉施設であるから児童に対して大きな事故を起こした場合の責任は指導監督権限のある行政庁におよぶ。しかし、地域型保育として小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業内保育などがあって、子ども・子育て支援新制度の供給体制が多様化している。公的に認証されていないものも含めて事故があった場合の賠償責任については供給体制ごとに責任の水準が異なることが考えられる。

子育て支援員制度も開始している。子育て支援員は、一般に子育てが一段落した主婦、育児経験豊富な主婦を対象にしている。基本研修と専門研修を受けて専門のコース別に放課後児童や小規模保育、社会的養護、地域子育て支援などに配置されるものである。子育て支援員は地域型保育としての小規模保育に配置されることが多いと思われる。すなわち、子育ての供給体制が多様化していて指導監督などの公的関与の度合いが異なるのである。さらに、保育従事者には保育教諭、保育士、子育て支援員の存在があってソフト面とハード面からも多様化しているのである。この点で児童に対して大きな事故が起こった場合の責任が公的関与の度合いによって行政庁の責任が問われていく。現在のところ子育ての供給体制が多様化しているなかで、公的関与の度合いによる行政庁の責任は必ずしも明確ではなく、権限と責任に対する法整備が遅れていると考えられる。

整理番号2「児童相談所長による里親委託等の承認の申立て」

【事実の概要と審判】（判例大系Westlaw.japanから判決文を要約した。）

1995（平成7）年の事件である。児童相談所長は小学2年生男子が両親（実母および養父）

から虐待を受けた事実を把握し、一時保護した後、養護施設への入所を求めたが両親の承諾も得られず家庭裁判所も認めなかった。その後も、虐待が続いたので児童相談所は、その経過から児童福祉法第27条第1項第3号（里親委託や児童福祉施設への入所）を承認する審判を求めたが両親は、なお虐待の事実を否認し、病院から退院後も自宅で監護すると主張した。

家庭裁判所の審判は里親への委託または養護施設への入所を承認した。（主文「申立人が、本人を里親に委託すること、もしくは養護施設に入所させることを承認する。）。裁判所の付言として、親族も含む里親的な家庭での個別処遇または養護施設収容とするとしても、できるだけ少人数できめ細やかな個別処遇が望ましいとされた。（理由4（4）「さらに付言すると、当裁判所としては、現在の本人の状況で、もっとも望ましいのは、親族も含む里親的な家庭での個別処遇で、これまでの欠陥状態の養育により心身に受けた傷から本人を回復させることである。もし養護施設に収容するとしても、収容者ができるだけ少人数の施設で、きめ細やかな個別処遇が可能なところが望ましいものとする。）」

【Cグループに分けた理由】

保護者がその児童を虐待し著しくその監護を怠ったり、児童の福祉を著しく害する場合、児童福祉法第27条第1項第3号の措置により、入所や里親委託をとることが保護者等によって拒まれているケースが年々増加していて、申立件数が増加している（厚生労働省社会保障審議会2016：29）。そもそも、児童福祉関係者は、この児童福祉法第28条の承認審判の仕組みについて理解しているのか。申立人は都道府県または知事から委託をうけた児童相談事務所長が行うものであることなども含めてスキームの理解と知識を知っておく必要がある。そして、裁判所の判断はどのような判断基準で行われているかについて重要であるので『判例百選』の掲載が続いているものである。措置を行うにしても児童の福祉に関して心に傷を負った児童の立場からきめ細やかな慎重な対応を行う判断を示している。なお、2008（平成20）年家事審判の規則の改正により保全処分として、一時保護中の面会等の制限が規定され、さらに、児童福祉法第28条の承認審判においての家裁と児童相談所の役割が整理されることにより、家裁と児童相談所の権限強化となった審判であった。

整理番号3「婚姻によらないで懐胎した児童の父による認知と児童扶養手当」

【事実の概要と判決】（判例大系Westlaw.japanから判決文を要約した。）

児童扶養手当法の旧施行令（平成10年）改正前においては、支給対象とする児童について「母が婚姻によらないで懐胎した児童（父から認知された児童を除く。）」となっていた。婚姻によらないで児童を出産し監護する母として児童扶養手当を受給していたが、子の父親から認知されたため児童扶養手当の受給資格喪失処分を受けた。一審は、「父母が婚姻を解消した児童および事実婚を解消した後に父から認知された児童に比較して婚姻外の児童をその社会的地位または身分により経済的關係において明らかに差別するもの」であり、憲法第14条に違反し、無効であると判決した（平成6年9月28日奈良地裁判決 平6（行ウ）1号 児童扶養手当受給資格喪失処分取消請求事件）。これに対して二審は、「父親の不存在という指標によって児童扶養手当の支給対象を画することも不合理といえない」として憲法第14条に違反しなくなった

(平成7年11月21日大阪高裁判決 平6(行コ)74号 児童扶養手当法施行令受給資格喪失規定違憲訴訟控訴審判決)。最高裁では、「児童の母と婚姻関係にあるような父が存在しない状態、あるいは、児童の扶養の観点からこれと同視することができる状態にある児童を支給対象児童としている(中略筆者)と解することができる。」さらに、理由5では「施行令1条の2第3号が父から認知された婚姻外懐胎児童を本件括弧書により児童扶養手当の支給対象となる児童の範囲から除外したことは法の委任の趣旨に反し、本件括弧書は法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効と解すべきである。そうすると、その余の点について判断するまでもなく、本件括弧書を根拠としてされた本件処分は違法といわざるを得ない。」と判示され、児童扶養手当支給対象外となっていたこのような児童の監護者も支給対象となった。

【Cグループに分けた理由】

児童扶養手当の支給において婚姻外の子が認知された場合に差別的に取り扱われていた時代のものである。現在では1998(平成10)年以降、このような児童も支給対象になっている。

この紛争の最大の争点は行政裁量の逸脱であるかどうか。つまり、「認知された婚姻外懐胎児童」を支給対象から除外している(父から認知された児童を除く)の文面が法の委任の範囲を超えたものであるかが争点となっていた。しかし、行政側は、最高裁の判決が下る前から法形成機能により行政裁量のなかで施行令を修正したのである。これは、行政裁量の踰越・濫用として行なわれた朝日訴訟や堀木訴訟のように「児童福祉の判例」のなかでは、児童福祉の根幹のひとつである憲法第14条を焦点として伝え続けるための事例である。大きくとらえれば相続において非嫡出子の相続持分が嫡出子と同じ相続持分となったことも潮流にあると思われる。

整理番号4 「児童福祉施設入所措置等の期間更新」

【事実の概要と審判】(判例大系Westlaw.japanから判決文を要約した。)

2005(平成17)年の事件であった。A(平成9年生まれ)は、親権者母Bは離婚後、BがAの親権者となっている。Bは児童相談所に相談し、児童相談所はAを一時保護した。その後、AとBは母子生活支援施設に入所したが、入所後もAの盗癖や虚言癖等を繰り返すのでBがAを居室から追い出したり、Aを必要に責めるなどした。そこで、児童相談所はAを児童養護施設に引き離し一時保護をした。そして、Bは当時の交際相手の自宅へ転居した。児童相談所は家庭裁判所に入所措置の申立てを行い、Aを児童養護施設へ入所させることを承認する旨の審判を行った。

その後、Aは児童養護施設で中学入学後は親権者母Bと同居したい旨を述べ始めた。児童相談所は児童養護施設での行為が自己の非を十分認めることができないなど過ちが改善されていない様子であったので入所措置の期間を更新する承認を家裁に申立てた。

家庭裁判所の判断は、「AがBとの同居を強く望んでいることやBがAの部屋の確保するなどそれぞれ認められることなど、措置を継続しなければBがAを虐待し、著しく監護を怠るなどして、著しくAの福祉を害することを認めることができない」との判断を示して児童相談所の期間の更新の申立てを却下した。(事実および理由 第2 当裁判所の判断2(1)「原審判に

基づく措置を継続しなければ母が事件本人を虐待し、著しくその監護を怠るなどして著しく事件本人の福祉を害すると認めることはできない。)]

【Cグループに分けた理由】

入所措置の期間の更新についての家庭裁判所の判断が示されたものである。ちなみに、入所措置の承認審判は児童が虐待を受け一時保護（一時保護所内、一時保護委託）を受けていることが多い（厚生労働省社会保障審議会2016：32）。一方、入所措置の期間更新を行う場合の判断基準はケースバイケースで考えられる。つまり、施設入所をしてるのであるから現に保護者から虐待を受けている状態ではない。そこで、その措置を解除するか更新をするのかの判断は、子どもの最善の利益に失するか否かを見届ける必要がある。本ケースは児童本人が保護者との同居を望んでいるのか望んでいないのかが家庭裁判所の判断基準であったと思われる。さらに、判断基準としては、児童本人の年齢にもよる。中学生（13歳）頃の判断と6歳の判断は異なる判断が考えられる。

児童福祉関係者にとって入所措置期間の更新の判断については、子どもの意思や親側の受入れ体制の状況など、さまざまなケースでの対応の状況によって裁判所の判断基準を知っておく必要があるため、伝え続けられる事例である。

整理番号5 「児童相談所長による親権喪失の申立て」

【事実の概要と判決】（判例大系Westlaw.japanから判決文を要約した。）

2001（平成13）年の事件である。いわゆる連れ子と実母と養父との間での児童虐待である。

未成年者長男A（平成6年生まれ）と二男Bを生んだが実母Y2と実父Cは平成13年に離婚し、AとBの親権者を実母Y2と定めて離婚した。実母Y2は2002（平成14）年5月ごろから仕事の際に、のちに入籍する男Y1に預けるようになった。その後、男Y1と実母Y2はAに暴行を加えるようになり虐待の疑いがあると通告をうけた児童相談所は2003（平成15）年に一時保護措置をとった。さらに実母Y2が施設の入所の同意に応じないため、家裁の審判を得て児童福祉法第27条第1項第3号の施設入所をおこなった。男Y1は虐待扱われたことに激怒し、児童相談所や市教育委員会などに対し抗議や職員にも暴行なども加えた。見かねた実父Cは2003（平成15）年2月家裁にAの親権者変更調停を申立て、その後、審判に移行した。しかし、審判中に男Y1・実母Y2は婚姻し、Y1とAとの養子縁組の届出をおこなったため、2004（平成16）年1月養子縁組の成立によって、Cが親権者変更を求めることが法律上できなくなった。CとAは面接交渉審判に基づいて良好な関係を築いている。

児童相談所長はAが長期間に渡って児童福祉施設で生活していることやAの健全育成のためには、早期に帰るべき家庭を定めて安定させることが必要であることなどに鑑み、Aの親権者である実母Y2と養父Y1の親権喪失が不可欠であるとして親権喪失宣告の申立てをおこなった。

家庭裁判所の判断は、「Aの福祉のためにこれらの行動をおよんでいるわけではなく、Aに対する虐待をおこなったとされたことに憤慨して、親権の行使に名を借りた抗議や苦情を繰り返しているのみで、さらには主たる目的はCに対する親権者変更を実質的に阻止する点にあった

とものと判断し、全体として未成年者の福祉を著しく損なうものであるので」、Y1、Y2の親権濫用を理由として親権喪失の宣告をした。

【Dグループに分けた理由】

実母と養父の連れ子養子に対する虐待について、そもそもの問題の発端や制度的な問題は離婚後の単独の親権になることが問題である。親権と監護権が分離される場合もあるが、協議離婚や裁判離婚に拘らず未成年の子の意思が確認されることが少ない。つまり、裁判離婚においても、子どもの意思によって、どちらの親の親権をおこなってもらうかどうかを選ぶことはできない。実務上は、ほとんど15歳未満の子どもの意思のままの判決を下すことはまずない。協議離婚においても子どもの意思が確認されることが少ない。「児童の権利に関する条約」における意見表明権（第12条）であっても権利の行使にあたっての制限として、児童の年齢および成熟度に従って考慮されることになっている。

親権停止制度は、2012（平成24）年4月1日施行の民法の一部改正において、親権喪失原因を「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」へと改正して、親権停止制度は新設されている。その他、親権喪失・親権停止・財産管理権喪失やその審判の保全処分などの詳細規定も創設された。しかしながら、本ケースのように、離婚後の単独親権者の再婚と単独親権者の代諾による配偶者との養子縁組については、児童の福祉の観点から問題を残している。例えば、連れ子の母と新しい夫との婚姻をする際に、連れ子の母としては、新しい夫に子どもを監護してもらって新しい夫による誠意を持った新しい生活を夢見ている場合もある。一方、連れ子養子に対する養父の虐待が珍しくないのが現状である。その点で連れ子の養子縁組については、市町村に法的手続きを提出しただけで処理するのではなく、事前に何らかのフィルターをかけるシステムが必要となると思われる。

整理番号6「保育所への入所承諾義務付け」

【事実の概要と判決】（判例大系Westlaw.japanから判決文を要約した。）

2003（平成15）年に子どもは喉頭軟化症等のために手術を受けてカニューレを装着し、気管内に溜まる痰や唾液を定期的に除去する必要がある状態であった。2005（平成17）年に父は行政庁福祉事務所に対して保育所の入所を申し込んだが、通常の集団保育を確保することが困難としたうえで保育所入所の不承諾処分をした。審査請求も棄却された後、子どもおよび父母は、この処分の取消と同時に保育所入所承諾の義務付け訴訟を行ない、国家賠償も請求した。

裁判所の判断は、児童福祉法第1条第1項などを援用し、判決文 第3 当裁判所の判断2 争点（1）についての（2）イによると「真に相応しい保育を行う上では、障害者であるからといって一律に保育所における保育を認めないことは許されず、障害の程度を考慮し、当該児童が、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的状態および発達の点で同視することができ、保育所での保育が可能な場合には保育所での保育を実施すべきである。」として裁量権の濫用を認めた。さらに、取消しと共に保育園入園の承諾の義務付けとして「いずれかの保育園への入園を承諾すべき旨を命ずる」判決であった。

【Cグループに分けた理由】

上記の判決理由によると、障害があったとしても、保育所での保育が可能であったと認められるときは保育所での保育を実施することとなる。この判決は子ども・子育て支援新制度(2015(平成27)年4月施行)においても射程に入っている。今後の裁判所の判断を伝えるために『判例百選』に継続して掲載されることが考えられる。また、取消訴訟に併合して義務付け訴訟制度が創設されたのは2004(平成16)年からである。本ケースは改正された行政事件訴訟法のもとで義務付けが認容された最初の例として掲載されている。この点で義務付け訴訟という制度があることを伝えるためにも一定期間『判例百選』に継続して掲載されることが考えられる。

整理番号7「市立保育所を廃止する条例の処分性」

【事実の概要と判決】(判例大系Westlaw.japanから判決文を要約した。)

横浜市は4つの公立保育所を設置運営していた。各保育所で保育を受けていた児童とその保護者らが訴えたものである。横浜市は各公立を民営化することとして市議会の議決を経て条例を改正した。条例施行にともない、各保育所は廃止された。これに対して条例の制定行為が保育を受ける権利を侵害するものであるとして条例の取消および国家賠償を求めた訴えを提起した。

裁判所の判断は、理由4の「改正した条例の制定は抗告訴訟の対象となる行政処分にあたりと解するのが相当である。」、理由5の「しかしながら、現時点においては、保護者らに係る保育の実施期間がすべて満了していることが明らかであるから、本件改正条例の制定行為の取消しを求める訴えの利益は失われたものというべきである。」とされた。

【Aグループに分けた理由】

三位一体改革により公立保育所の負担は大きく、民間保育所には従来通り公費の補助があったことから市町村にとっては民間保育所のほうが割安な財政負担となっていた。そのために、公立保育所の施設や設備を民間法人に移譲する民営化が多くの自治体で行われた。これに対して保護者らが不安を感じ、民営化に反対し、訴訟が各地で起きたものである。

この決着をつけたものが本最高裁判例のケースである。その後、保育所の民営化については15年余を経過してピークを過ぎている。また、現在では、新しい子ども・子育て支援新制度が施行されている。横浜市の当該判決で公立保育所の廃止に対して、保育を受けていた児童とその保護者の訴えについて最高裁判例により決着がついている。民営化については1999(平成11)年には地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)、「三位一体改革」により民営化や指定管理者制度、PFIなどの改革がなされ、三位一体改革から15年余りが経過し、民営化が進んでいるので、民営化の反対については、いずれ終息して意義が薄れて掲載がされなくなるものと考えられる。

整理番号8「児童手当振込口座の預金債権の差押え」

【事実の概要と判決】(判例大系Westlaw.japanから判決文を要約した。)

2008(平成20)年の事件である。不動産業を自営していたXが、平成17年度および平成18年

度の個人事業税並びに平成18年度および平成19年度の自動車税の本税と延滞合計金29万円あまりを滞納していた。銀行口座には2008（平成20）年6月10日時点で残高は73円であったが、11日午前9時に児童手当13万円が振り込まれたため、その残高は13万0073円となっていた。この銀行口座の預金債権13万0073円を鳥取県が税の滞納により11日午前9時9分に差押えた。争点は、児童手当法第15条において「児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差押えることができない」とされて、受給権の保護がなされている。しかし、一方では「一般に差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないと解される（最高裁平成9年（オ）第1963号・平成10年2月10日第三小法廷判決）」となっている。つまり、純粹な児童手当だけでなく銀行口座に他の金員と混在していた場合には差押が可能かどうかの争いである。

裁判所の判断は、本ケースの場合は、第3 当裁判所の判断2（2）エによると「児童手当が銀行口座に振り込まれる日を認識したうえで児童手当が振り込まれた9分後に児童手当によって大部分が形成されている預金債権を差押えた場合は、児童手当相当額の部分に関しては、実質的には児童手当を受ける権利事態を差押えたのと変わりがないと認められるから児童手当法第15条に反するものとして違法である。」したがって、13万円を除く73円について差押債権に該当する。

【Bグループに分けた理由】

判決後、鳥取県は「預金履歴から差押禁止財産の入金が確認できた場合には、国税徴収法に規定する差押禁止額相当額を控除した額について差押を執行すること」というマニュアルを作成した。これによって滞納処分における実務が運用されることになっている。すなわち、「法形成機能」により行政が運用基準を作成したことにより、以後、「解決された課題」となって掲載がされなくなる。

3. 結論・残された課題から将来の課題へ

3-1. 「残された課題」の検討

表3 Dグループ「残された課題」

D	1	無認可保育所における乳児の死亡と市の損害賠償責任
	5	児童相談所長による親権喪失の申立て

表3のようにDグループに分けられたものが「残された課題」として二つ抽出できた。この二つについて「将来の課題」と成り得るかを検討することにする。

①整理番号1「無認可保育所における乳児の死亡と市の損害賠償責任」

2-3の整理番号1のとおり、無認可保育所の市の損害賠償責任については裁判所の判断が

なされて、責任問題は決着済みである。Dグループに分けた理由については、繰り返すが、現在では2015（平成27）年4月施行の子ども子育て支援新制度により幼保連携型認定こども園は、施設型保育として設置主体は経過措置などがあるものの基本的には、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人に限られている。しかし、地域型保育は小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業内保育などがあって、子育て供給体制が多種多様化している。公的に認証されていないものも含めて事故があった場合の損害賠償責任については供給体制ごとに責任の水準が異なることが考えられる。子育て支援員制度も開始されている。つまりは、子育ての供給体制が多種多様化しているために指導監督などの公的関与の度合いが異なる。さらに、保育従事者には保育教諭、保育士、子育て支援員の存在があって、供給体制のなかでもソフト面とハード面の両面から多様化し始めているのである。このため、児童に対して大きな事故が起こった場合の責任が公的関与の度合いによって異なるが、その責任は必ずしも明確ではない。

②整理番号5 「児童相談所長による親権喪失の申立て」

離婚後の単独親権者の再婚と単独親権者の代諾による配偶者との養子縁組を行った養父や実母からの児童に対する虐待が行われた場合、相当の改善の余地がない場合には児童福祉の観点から親権を停止する制度が創設されている。しかしこれは、問題が起こってから的事後的な解決制度である。

事前的予防制度として、連れ子の養父や実母からの虐待を予防する場合には、離婚後の単独親権者の再婚と単独親権者の代諾による配偶者との養子縁組を行う際には、市町村に提出する前に家庭裁判所や児童相談所の意見書を添付することなど近況の状況を鑑みて養子縁組の成立をさせる規定を策定して進めることが可能であるので、課題ではあるが「将来の課題」とはならないと思われる。

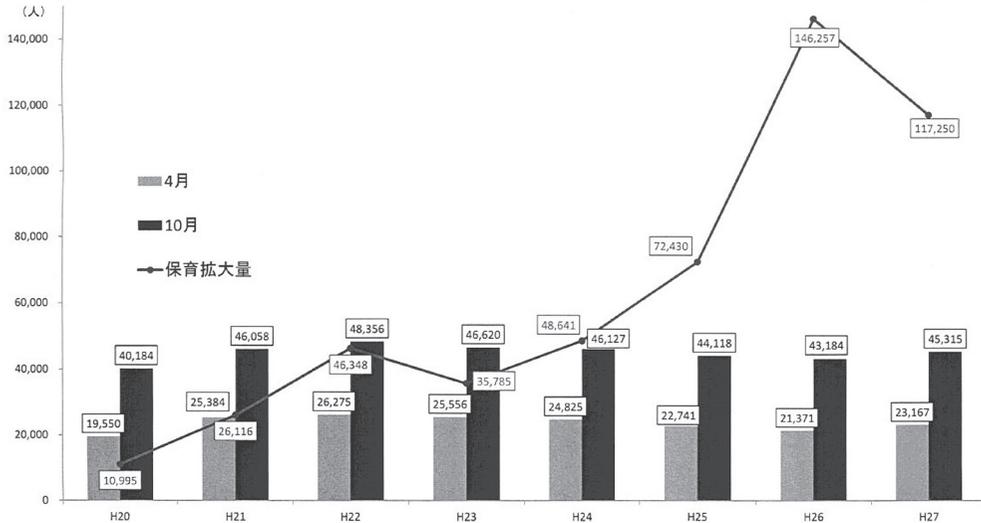
したがって、「児童福祉の判例」を通して「将来の課題」が浮かび上がったのは整理番号1である。

3-2. 児童福祉の将来の課題

整理番号1 「無認可保育所における乳児の死亡と市の損害賠償責任」が「将来の課題」として浮かび上がっているが、タイトルのおりの無認可保育所の事故の責任が問題となるのではない。この浮かび上がった問題から示唆される「将来の課題」を見いだすことである。そのために、判決後の政策のゆくえ、さらには将来の社会的状況などを考慮しながら「将来の課題」を見いだすのである。

平成27年4月の待機児童数とその後(10月)の状況について

- 例年、4月以降も、年度途中で育児休業明け等による保育の申込みが行われるが、保育の受け皿拡大はその多くが4月に向けて行われ、年度途中には少ないため、申込みに対して入園できない数は増加する。
- 平成27年4月の待機児童数は23,167人だったが、年度途中で育児休業明け等により保育の申込みをしたものの入園できない数は、10月時点で22,148人増加した。
- 4月の待機児童数とその後の増加数を足すと、45,315人となり、平成26年10月と比較して2,131人増加した。



出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課 (2015)「平成27年4月の保育園等の待機児童数とその後」を転写

図 2

子育て供給体制はソフト面、ハード面ともに多様化している。施設型保育については、事故による責任の所在は当該判例や過去の判例により、おおそ結論が予想できる。しかしながら、特に、子ども子育て支援新制度における地域型保育には、小規模保育（6人～19人）、家庭的保育（定員5人以下）、居宅訪問型保育（1対1を基本とし障害・疾患などでの個別のケア）、事業内保育（会社の事業所の保育施設）があって多様化している。公的に認証されていないものも含めて大きな事故があった場合の市町村の賠償責任については、供給体制ごとに責任の水準が異なることが考えられる。保育従事者などのソフト面でも政策上、子育て支援員は一般に地域型保育としての小規模保育に配置されることが多いと思われる。

図2を参照すると、待機児童数は平成25年度10月時点では44,118人、平成26年度43,184人、平成27年度45,315人と概ね横ばいで減少していない。保育拡大量とは待機児童解消に向かって保育の受け入れ枠を拡大することであるが、平成26年度に146,257人と大幅に拡大し、平成27年度は117,250人受け入れ枠を拡大した。ところが図2では、保育拡大量は大幅に増加しているにもかかわらず待機児童数は、おおむね横ばいであるので減少していないことがうかがえる。

平成28年度の保育拡大量は109,584人、平成29年度の保育拡大量は59,963人を予定している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課2016）。保育拡大量は減少傾向にあるが、待機児童数は横ばいが続く可能性が高い。すなわち、保育拡大量は、平成26年度は146,257人、平成27年

度は117,250人、平成28年度の予定は109,584人、平成29年度の予定は59,963人であって、待機児童数は図2のように横ばいを続けていることは事実である。政府の待機児童問題解消を推進する国の施策には迅速さに欠けるものと言わざるを得ない。

さらに保育の受け入れ枠を拡大する場合には待機児童解消を加速するあまりに供給体制のソフト面である保育従事者の資格量産体制が行われているので、経験に伴う技量であるスキルが追いつかないことが懸念される。すなわち、保育士の量産のため国家試験の機会の増大と保育特例講習などによって能力担保を付与することになっているが、すぐに保育現場において経験に伴う技能（スキル）が備わるものではないので、長期的にみれば解消されると思われるが、筆者は近未来の問題として懸念しているのである。

表3 保育の受け入れ枠（4月1日時点）

	認可保育所	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	地方裁量型認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	地方単独事業のいわゆる保育室	その他	合計
H27年度	2,260,534	184,873	20,502	2,715	25,445	4,285	5,147	13	46,227	77,640	2,627,381
H28年度	2,248,716	273,454	26,516	3,197	41,620	4,404	6,270	33	45,062	73,670	2,722,942
増減	▲11,818	88,581	6,014	482	16,175	119	1,123	20	▲1,165	▲3,970	95,561

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課（2015、2016）「『待機児童解消加速化プラン』集計結果」をもとに筆者作成。

表3の2015（平成27）年4月1日と2016（平成28）年4月1日時点の保育の受け入れ枠の詳細を比較すると、小規模保育事業、家庭内保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業など地域型保育の受け入れ枠が顕著に拡大していることがわかる。小規模保育においては、1.64倍の増加である。そうすると、ハード面では量の拡大が著しく、ソフト面の保育従事者と考えられる保育教諭、保育士、子育て支援員は資格量産体制に入っているため、スキルが追いつかずに懸念材料があることは前述したとおりである。

すなわち、地域型保育などに大きな事故が現れる蓋然性が高いと思われる。事故に対する市町村の賠償責任については供給体制が多様化しているため責任の度合いが不明確となっている。

したがって、問題視するのは『判例百選』に選ばれ続ける判例である「将来の課題」としての整理番号1をもとにして展開すると地域型保育施設の顕著な拡大と保育従事者の保育現場において経験に伴う技能スキルの懸念から「地域型保育における事故と行政の損害賠償責任」が「将来の課題」となる。

文献

岩村正彦編（2016）『別冊ジュリスト社会保障判例百選（第5版）』有斐閣。

- 宇賀克也・交告尚史・山本隆司編（2012）『別冊ジュリスト行政判例百選Ⅱ（第6版）』有斐閣。
- 菊池馨実・長沼建一郎・倉田賀世・嶋田佳広（2009）『新版 社会保障・社会福祉判例大系 第4巻 社会福祉・生活保護』旬報社。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課（2016）「〔待機児童解消加速化プラン〕集計結果」
（http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukatei-kyoku-Hoikuka/0000098605_2.pdf,2016.9.17）。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課（2015a）「〔待機児童解消加速化プラン〕集計結果」
（<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukatei-kyoku-Hoikuka/0000098605.pdf>, 2016.9.16）。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課（2015b）「平成27年4月の保育園等の待機児童数とその後」
（<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000117885.pdf>,2016.9.16）。
- 厚生労働省社会保障審議会（2016）「児童相談所関係資料」
（http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000104093.pdf,2016.11.12）。
- 佐藤進・西原道雄編（1977）『別冊ジュリスト社会保障判例百選』有斐閣。
- 佐藤進・西原道雄・西村健一郎編（1991）『別冊ジュリスト社会保障判例百選（第2版）』有斐閣。
- 佐藤進・西原道雄・西村健一郎・岩村正彦編（2000）『別冊ジュリスト社会保障判例百選（第3版）』有斐閣。
- 田中二郎（1957）『法律学全集6 行政法総論』有斐閣。
- 田中成明（1984）『現代法理論』有斐閣。
- 田中成明（1987）『現代日本法の構図』筑摩書房。
- 西村健一郎・岩村正彦編（2008）『別冊ジュリスト社会保障判例百選（第4版）』有斐閣。
- 水野紀子・大村志・窪田充見編（2008）『別冊ジュリスト家族法判例百選（第7版）』有斐閣。

判例

- 福岡地裁判小倉支部平成23年4月12日判決（平成20年（ワ）第1084号）。
- 浦和家裁平成8年5月16日審判（平成8年（家）第610号）。
- 最高裁（一小）平成14年1月31日判決（平成8年（行ツ）第42号）。
- 秋田家裁平成21年3月24日審判（平成20年（家）第114号）。
- 名古屋高裁平成17年3月25日判決（平成17年（ラ）第11号）。
- 東京地裁平成18年10月25日判決（平成17年（行ウ）第510号）。
- 最高裁（一小）平成21年11月26日判決（平成21年（行ヒ）第75号）。
- 広島高裁松江支部平成25年11月27日判決（平成25年（行コ）第7号）。